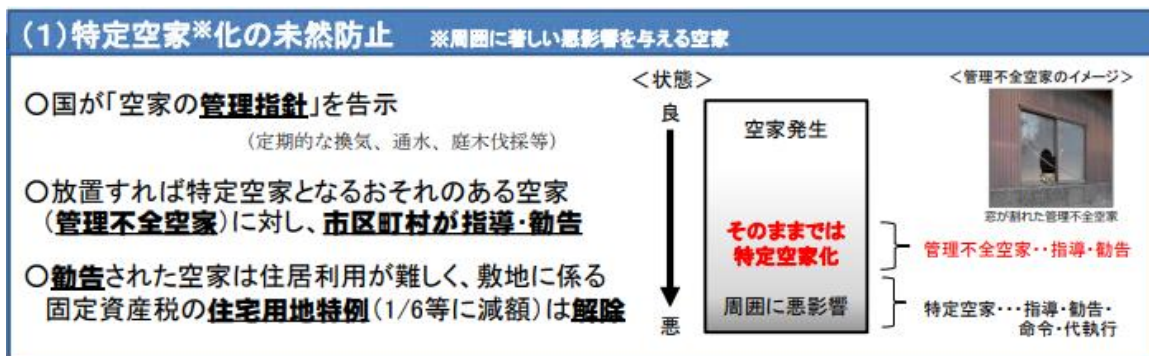


国ガイドラインによる管理不全空家等の判断基準について

1 管理不全空家等の定義

管理不全空家等とは、適切な管理が行われていないことで、そのまま放置すれば、将来、下記の状態となる特定空家等に該当することになるおそれがあると認められる空家等をいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



2 管理不全空家等の判断と措置

管理不全空家等に対する措置の判断については、国が示す判断及び措置の基準を参考として、総合的に判断されることとなります。

国がガイドラインで示す判断の基準

- ① 保安上危険（建築物等の倒壊、擁壁の崩壊、部材の落下、飛散）
- ② 衛生上有害（石綿の飛散、健康被害の誘発）
- ③ 景観悪化
- ④ 周辺の生活環境の保全への影響（汚水等による悪臭、不法侵入、立木等による破損・通行障害等、動物等の騒音・進入）

建物の不良度（高）

